

国民健康保険加入者の皆さまへ

平成24年4月1日から

外来診療における窓口の 支払いが自己負担限度額 までとなります

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたときは、ひと月の窓口負担が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたました。

平成24年4月1日からは、「認定証」の交付を申請すれば同一の医療機関に限り、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

▼高額医療費とは

医療機関や薬局の窓口で支払った額が暦月（月の初めから終わりまで）で自己負担限度額を越えた場合に、申請することでその超えた金額を支給する制度です。入院時の支払いはすでにこの方法が適用されています。

▼「認定証」は病院の窓口で提示してください

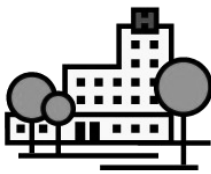
「認定証」を提示しない場合は、従来どおり高額療養費の支給申請をしていただきます。病院でいったん支払った窓口負担と限度額の差額が、後日、支給されます。

▼手続きの方法

「国民健康保険被保険者証」と「印鑑」をご持参のうえ、役場住民課戸籍年金医療グループ（③番窓口）にお越しください。

◇お問い合わせ先

住民課戸籍年金医療グループ
（電話 34-2121）



高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
●70歳未満の方	「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	「被保険者証」「認定証」を窓口で提示してください
●70歳以上75歳未満で、非課税世帯(※)の方	「認定証」(限度額適用認定証)の交付を申請してください	「被保険者証」「高齢受給者証」「認定証」を窓口で提示してください
●70歳以上75歳未満で、非課税世帯ではない方	手続きは必要ありません	「被保険者証」「高齢受給者証」を窓口で提示してください

(※)非課税世帯とは世帯主および国保被保険者全員が町民税非課税の世帯のことをいいます。

	種別	改正前	改正後
入館料	大人(※1)	420円	500円
	小人(※2)	210円	250円
	町内70歳以上	210円	250円
月間券	大人(※1)	4,000円	4,800円
	町内70歳以上	2,000円	2,400円
年間券	大人(※1)	30,000円	36,000円
	町内70歳以上	15,000円	18,000円

- ※1 大人料金は、中学生からです。
- ※2 小人料金は、小学生のみです。就学前のお子さんは無料でご利用いただけます。
- ※ ペア券については、3月1日より廃止させていただきます。

平成24年4月1日からレークサイド桜岡（桜岡温泉保養施設）の入館料等が、燃料費の高騰により改定される予定です。

町民の皆さまにおかれましては、今後ともますますご利用いただけますよう、お願いいたします。

入館料の改定後の金額については下記のとおりです。

レークサイド
桜岡の入館料
が変わります

